

第 1 1 回福岡市個人情報保護審議会特定個人情報保護評価部会

日 時	平成27年11月2日(月) 13:30~15:30
場 所	福岡市役所 9階 特別会議室2
出席者	<p>特定個人情報保護評価部会（委員は五十音順，敬称略）</p> <p>部会長 村上 裕章</p> <p>委員 五十川 直行</p> <p>委員 櫻井 祐子</p> <p>委員 馬場 明子</p> <p>アドバイザー</p> <p>有限責任監査法人トーマツ 鳥越 しほり</p> <p>事務担当課</p> <p>保健福祉局健康医療部保健予防課</p> <p>感染症対策係長 植山 誠</p> <p>感染症対策係員 古賀 通泰</p> <p>関係課</p> <p>総務企画局 ICT戦略室 ICT戦略課</p> <p>ICTガバナンス係長 伊藤 真一</p> <p>ICTガバナンス係員 川原 芳和</p> <p>事務局</p> <p>総務企画局行政部情報公開室</p> <p>情報公開室長 豊嶋 英司</p> <p>個人情報保護係長 若松 慎一</p> <p>個人情報保護係員 曾我 まどか</p>
議 題	<p>1 予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）</p> <ul style="list-style-type: none"> • 評価書の事前説明

議題 1 予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）

（保健予防課） 概要について説明。

（アドバイザー） 6ページの説明図について確認したい。母子健康システムに特定個人情報を取り込むタイミングだが、⑥救済給付請求の際に、紙で個人番号を受領し、それを登録するが、それに加えて、住基から予防接種事業対象者に限定した住民情報を取り込むということか。

（保健予防課） 実際に取り込むのは、予防接種を接種済みの方だけである。

（アドバイザー） ③接種票・予診票が届いた人の情報だけを住基から取り込むのか。予防接種の勧奨に使用するためとなると、未接種の方の情報も必要だと思うが。

（担当課） 母子保健システムそのものは、毎日、日次で住民異動情報を取り込むが、予防接種に関する機

能については、予診票とマッチングさせて、接種履歴のみを記録する。個人番号と紐づけるのは、実際に摂取した人の接種記録を取り込む際であり、接種すべき人が受けていない場合は勧奨するが、個人番号での検索はその場合は行わない。

- (アドバイザー) 母子保健システムで、どのような情報を持っているか、ということが知りたい。住基台帳から対象者の情報を全て取り込むのか、それともマイナンバーを除外したデータが来て、勧奨者が検索でき、予防接種を受けた人だけマイナンバーを紐づけていくのか。
- (保健予防課) 予防接種システムとしては、接種した人だけマイナンバー管理をすることとなる。
- (委員) 予防接種システムについては説明がなかったように思うが、母子保健システムの中に含まれているという認識でよいか。
- (保健予防課) はい。予防接種に特化したシステムである。
- (委員) 接種済みのデータを入手し、それと照合して、接種後の方についてのみ情報管理がされるという理解でよいか。
- (保健予防課) はい。
- (部会長) 母子保健システムに必要な住民情報を取得するとあるが、個人番号も入手するのか。
- (保健予防課) 12 ページの特定個人情報ファイル記録項目としては、上段の【予防接種情報】のみで抽出を行うとなっている。マイナンバーの取り込みは行わない。
- (アドバイザー) 特定個人情報の入手の時期・頻度で、「個人番号の付番・通知日以後に準備行為として一括入手」となっているが、マイナンバー自体は入手されないのか。
- (保健予防課) 接種済みの記録を取り込むときだけである。
- (部会長) 一括入手というのは、予め入手しておくのではなく、接種を受けた方と照合したものに限り入手する、ということか。その段階で受けた方の情報と住基を照合し、必要な部分だけ入手するものであり、それ以外は入手しない。
- (保健予防課) 予防接種規則では認められていない部分になるので、接種記録という部分以外は入手しない。
- (アドバイザー) 他の市町村に情報提供ネットワークシステムで転出者の情報を提供することがあるということがあるとのことだったが、その逆で、福岡市が転入者の予防接種の情報を情報提供ネットワークシステムで入手することはあるか。
- (保健予防課) ある。こちらが入手する場合、庁内連携システムを使う。
- (部会長) 9 ページだが、委託のところで、④で委託先への提供方法だが、専用線となっているが、委託先は富士通となっている。富士通と市の間が専用線で繋がれているのか。それとも、富士通が市の施設で作業をするということか。
- (保健予防課) システムの運用を市の電算室で日々行っており、市の業務系ネットワークを介してのデータの受け取りとなる。
- (アドバイザー) 他のシステムでは、実際にシステム的一端末を現場で使っている場合には、「その他」に丸を付け、そのシステム名を書いていたりする。
- (委員) 全体像として教えてもらいたい。まず未成年についてだが、本件は予防接種法の対象となってい

- る予防接種の話であり、任意の予防接種は対象外か。
- (保健予防課) そうなる。任意の分については市が関与しないので、市としても必要ない。
- (委員) 高齢者の予防接種に関する情報はどうなるのか。
- (保健予防課) 肺炎球菌ワクチンは5年に1回であり、5年後の取扱いはこれから検討するが、システムに組み込むことを検討している。インフルエンザは毎年だが、現状としてシステムに入れているという事実はなく、その取扱いについては、これから検討する必要がある。
- (委員) 現段階では、幼少時の予防接種の対象となる公費負担の予防接種が対象となっている。高齢者の肺炎球菌ワクチンについてはどうなっているか。
- (保健予防課) 母子保健システムの予防接種システム内に、公費負担の予防接種である高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種歴も入っている。
- (部会長) 肺炎球菌は入っているが、インフルエンザはどうか。
- (保健予防課) 把握する必要性によって分けている。インフルエンザは、今年打っても打たなくても来年打てる。
- (委員) 任意の予防接種は対象外で、これからどのような必要が出てくるかわからないが、指定になったらその都度対象になってくる、ということでしょうか。
- (保健予防課) これから項目が増える可能性があるが、任意のものは対象外である。定期予防接種はすべて対象である。
- (部会長) インフルエンザはこの予防接種システムの対象外ということだが、別途何かで記録を取っていたりはするのかな。
- (保健予防課) 保健予防課の方で、別途データ化している。
- (委員) 予防接種による健康被害の救済についての記載があるが、任意で受けた予防接種による健康被害について、窓口はどこか。
- (保健予防課) 市ではなく、独立行政法人医薬品医療機器総合機構という組織が窓口となる。肺炎球菌とインフルエンザの予防接種で健康被害が発生した場合の窓口は市になる。ただ、健康被害を給付するに当たり、システムを使うということではなく、接種履歴の確認・検索を行うくらいである。
- (部会長) 肺炎球菌で健康被害が発生した場合は、接種済みであることをシステムで確認するのか。
- (保健予防課) システムで検索して、接種済みであることを確認するが、給付していること自体についてはシステムで管理することはない。インフルエンザは別のデータで接種済みであることを確認する。
- (委員) 現時点で予防接種を受け、マイナンバーを導入されてから被害が出てきた場合はどのように紐づけられるのか。評価書には、既にシステムが導入されてから予防接種をした人について記載されているように見えるが。
- (保健予防課) どこかで紐づける作業が必要だと思う。3ページの「I 基本情報」にて対象人数を「30 万人以上」としているのは、それを含めてのことである。
- (委員) 10 ページ「6. 特定個人情報の保管・消去」の保管期間が5年とあるが、これは何が5年なのか。
- (保健予防課) 予防接種法上の最低限確保しなければならない保管期間である。
- (事務局) それ以前のデータは、どうなっているのか。

- (保健予防課) 平成21年以降分からはデータ化して、母子保健システムに入力している。また、接種歴については、最低5年以上の保管となっているが、5年で消去するわけではない。書き方を検討したい。
- (アドバイザー) 3ページの「I 基本情報」で、特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容として、各種予防接種の案内や、システムの機能で未接種者リストの抽出及び作成とあるが、これは何か。
- (保健予防課) 未接種者リストの作成は、特定個人情報ファイルからはなされない。また、統計機能も、特定個人情報ファイルから作成するが、数値の話なので、個人番号は含まない。
- (ICT戦略課) 事務の概要は、あくまでも、特定個人情報ファイルを取り扱う事務を記載する箇所であり、特定個人情報ファイルには、必ずしも個人番号を含むファイルのみではなく、個人番号と紐づく情報も含む。ここは個人番号を使わないからと削除するより、むしろ残しておいた方が、市民の方としては分かりやすいのではないかと思う。極力これまでもそのような取扱いとしてきた。
- (部会長) どこで個人番号を使うかということについては、明確にした方がよいだろう。
- (アドバイザー) 17ページの「5. 特定個人情報の提供・移転」について聞きたい。情報提供ネットワークシステムの委託先以外に提供するような場合、ということだろうと思うが、情報の流れでは、母子保健システムから庁内の別のシステムに情報を提供するといったところは見えなかった。10ページの「5. 特定個人情報の提供・移転」でも、提供先として、情報提供ネットワークシステムとなっている。情報提供ネットワークシステムについては、18ページに記載があるので、それ以外になれば、この記載は不要ではないかと思うが、いかがか。
- (保健予防課) それ以外は、特定個人情報としての委託はなく、他市町村に渡す以外は基本的にない。記載について検討したい。

議事終了 閉会